

株主名簿の閲覧請求と拒絶事由

—— 1号の趣旨と解釈——

島田 志帆*

目 次

1. はじめに
2. 事案の概要と判旨
3. 1号の趣旨
4. 「株主の権利の確保又は行使に関する調査」の解釈
5. 保全の必要性
6. おわりに

1. はじめに

会社法125条1項は、株主及び債権者に株主名簿の閲覧・謄写請求権を認めているが、2項において、請求者が請求の理由を明らかにすることを求めるとともに、3項において、会社がその請求を拒める事由を定めている（拒絶事由）。規定上、株主は、閲覧・謄写（以下「閲覧」という。）の理由を示して請求すれば、拒絶事由に該当することを会社が主張・立証しない限り、閲覧ができるものとされているから、拒絶事由に該当しないのに会社が閲覧を拒絶すれば、不当拒絶であり、違法である¹⁾。他方、会社が、株主から不当拒絶と主張され、訴訟などに巻き込まれることを嫌って、安易に閲覧に応じれば、提供された株主名簿の利用方法によっては他の株主のプライバシー侵害を招き、会社は事後的な責任を問われかねな

* しまだ・しほ 立命館大学大学院法務研究科教授

1) 東京地判平成22年12月3日判タ1373号231頁。

い²⁾。拒絶事由の解釈と運用は、会社にとって重要な課題となっている。

現に、近時、株主が会社に対し、公開買付目的や委任状勧誘目的で株主名簿の閲覧を請求したが、会社が拒絶事由を主張して閲覧を拒絶したため、株主が訴えを提起するというケースが増えてきている。公開買付けへの応募の呼びかけや株主総会前の委任状勧誘には時間的制約があることから、株主名簿閲覧請求事件には仮処分手続が用いられることが多い³⁾。仮処分命令を受けるには、被保全権利の存在と保全の必要性を疎明しなければならない。

被保全権利——拒絶事由の該当性——に関してまず問題されてきたのは、3号であり、同号は、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」（以下「競業者」という。）の閲覧請求を拒絶事由とする規定である。しかし、競業者に該当するというだけで拒絶を認めることには批判が多く、判例も、3号に基づいて会社が拒絶できる範囲を狭く解している⁴⁾。3号は今般の会社法改正において削除される予定であるから⁵⁾、今後、請求者が競業者で

2) 株主の個人情報につき会社は情報管理責任を負う（荒谷裕子「株主名簿閲覧謄写請求権の拒絶事由をめぐる法的問題の考察」『会社法の実践的課題』（法政大学出版局、2011年）27頁、上田純子「株主名簿の閲覧謄写請求と『正当な目的』——拒絶事由の創設によってどうなったのか」法時84巻4号56頁（2012年）。会社の情報管理責任の具体的内容については木俣由美「株主名簿の閲覧と株主情報の保護」商事1710号75頁以下（2004年）参照。

3) 吉垣実「株主名簿閲覧謄写請求に関する仮処分命令——手続法の視点から」法時84巻4号57頁以下（2012年）。

4) 日本ハウジング事件高裁決定（東京高決平成20年6月12日金判1925号12頁）は、不当目的の場合でなければ会社は閲覧請求を拒むことができないという一般的な考え方を基礎にして、3号に該当する場合であっても、株主がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったことを証明すれば、会社は閲覧を拒むことはできないとする。また、その他の判例には、3号にいう競業者とは、株主名簿の記載情報が競業者に知られることによって不利益を被るような性質・態様で営まれている事業についていうとして、競業者の要件を厳格に解するものがある（東京地決平成22年7月20日金判1348号14頁、東京地決平成24年12月21日資料版商事346号21頁）。

5) 平成25年11月29日、衆議院に「会社法の一部を改正する法律案（閣法185回22号）」が提出されている。

ある場合には、1号ないし2号によって処理されることになる。

1号・2号は、権利濫用の一般的規定であって、その趣旨においては、1号は2号を包含するものといわれている⁶⁾。判例は、「会社の業務の遂行を妨げ、又は株主共同の利益を害する目的」の請求を拒絶事由とする2号について、権利濫用という基本原理を宣明する趣旨に出たものであって、たとえば、著しく多数の株主等があえて同時に閲覧を求めたり、ことさらに会社に不利な情報を流布して株式会社の信用を失墜させ、または株価を下落させる目的で閲覧を求めるような場合がこれに該当するものと判示しているが⁷⁾、この判旨の正当性にはほとんど異論をみない⁸⁾。問題になるのは、「権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」による閲覧請求を拒絶事由とする1号である。

判例には、金融商品取引法（以下「金商法」という）上の損害賠償請求を集団訴訟によって実現するために原告を募集する目的の閲覧請求は、「株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」に該当するとしたものがある（フタバ産業事件地裁決定・高裁決定。最高裁は同高裁決定を是認）。他方、公開買付けへの応募を勧誘する目的や議決権の代理行使を勧誘する目的の閲覧請求は、「株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」に該当しないとしたものがある（アコーディア・ゴルフ事件地裁決定）。1号の該当性に関しては、各裁判例のロジックには違いがあり、それぞれに議論があるところであるが、1号の解釈の精緻化が求められていることは疑いがない。

そこで本稿では、1号の趣旨を探求したうえで、上記の裁判例を踏まえながら、株主の「権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」について

6) 荒谷・前掲注(2)39頁。なお、4・5号は、権利濫用の具体例を規定したものであり、特に問題はないとされる。

7) 大盛工業事件地裁決定（東京地決平成22年7月20日金判1348号14頁）。

8) 大杉謙一「判批」ジュリ1436号106頁（2012年）、菊田秀雄「判批」金判1365号2頁以下（2011年）、石井祐介「大盛工業事件判決と実務上の留意点」商事1917号4頁以下（2010年）。

の解釈を行う。最後に、株主名簿の閲覧請求が仮処分の手続で運用されていることの意義に言及することとしたい。

2. 事案の概要と判旨

(1) フタバ産業事件

Y (フタバ産業株式会社) は、平成21年7月28日、金融庁から、有価証券報告書等の虚偽記載を理由に課徴金納付を命ずる決定を受けた。Yの株主Xが、Yに対し、(ア) 現在の取締役の再任拒否に賛同する株主を募る目的、(イ) 金商法上の損害賠償義務を取締役が自主的に履行しない点につき取締役を問責する決議に賛同する株主を募る目的、(ウ) 金商法上の損害賠償請求訴訟の原告を募る目的、(エ) 会計帳簿閲覧請求権の行使に賛同する目的、(オ) Xの選ぶ者を債務者の取締役に選任することに賛同する株主を募る目的を明示してYの株主名簿の閲覧を求めたところ、Yは、上記5つの目的のうち(エ)のみに限定して利用し、第三者に開示漏洩しない旨の誓約書の提出をXに求めた。これに応じなかったXに対してYが閲覧を拒絶したところ、Xは、株主名簿謄写の仮処分の申立てを行った。

①地裁決定 (名古屋地岡崎支決平成22年3月29日資料版商事316号216頁)

裁判所は、Xが上記5つの目的を有することの疎明があるとしたうえで、(ウ)の目的について、「金商法上の損害賠償請求権自体についてみれば、会社法125条3項1号の『株主の権利』が一般的に想定する株主の共益権的権利ではないものの、株式という有価証券の購入者という立場と、株式保有を通じて会社に対して権利を有する株主という立場は、少なくとも現在も株式を所有している株主にとっては、密接に関連しているということができ、それ自体、株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的と認める余地がないとはいえない。しかし、同損害賠償請求権は債権者個人の権利であり単独で行使することが可能であり、原告を募って集団訴訟とする

ことは必要とされておらず、この点で、賛同者を募ることが権利実現のために不可欠な場合とは決定的に異なる。そうであるとすれば、集団訴訟の原告を募集する目的で株主名簿を謄写することは、会社法125条3項1号のいう株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的に当たると解すべきである。」として、1号拒絶事由の存在を認めた。もっとも、「謄写目的が複数存在し、その一つが謄写を拒否できる場合に当たるとする場合には、併存する正当な目的とそうでない目的のいずれが主たる目的であるかにより決するのが相当である」として、Xが損害賠償請求訴訟のみを志向していると認めるに足りる固有の事情の疎明があるとはいえない本件においては、(ウ)以外の4つの目的も主たる目的の一つであると認められるので、YにはXに株主名簿を謄写させる義務があったとした。

保全の必要性については、いわゆる満足の仮処分によっていったん株主名簿が開示されてしまえば、開示がなかった状態を回復することはできないため、権利関係が確定しないために生ずるXの損害と仮処分によりYに生じうる損害とを比較考量した上で、なおXの損害を避けるためなお緊急の必要性がある場合に限り謄写が認められるものとした。そして、株主総会議案賛同株主の募集目的のためには、同総会開催の相当期間前に株主名簿の開示を受けなければならないこと、集団訴訟の原告募集目的に係る消滅時効の完成日の切迫という事情は、これが拒否事由に該当するうえ、現実にもXは単独で訴訟を提起することにより消滅時効を中断することができること、株主名簿は株主の氏名等個人情報を含むものであり、無権利者に開示することによりX以外の株主との関係で債務者は不測の損害を被るおそれがあること、Yは、集団訴訟の原告募集目的を除く債権者主張の謄写目的については謄写に応じる姿勢を一貫して見せており、その提案は妥当であることから保全の必要性は認められないとして、仮処分の申立てを却下した。

②高裁決定 (名古屋高決平成22年 6 月17日資料版商事316号201頁)

裁判所は、地裁決定について、次のような付加訂正を加えた。「金商法で認められている損害賠償請求権は、虚偽記載のある有価証券報告書等重要書類の記載を信じて有価証券を取得した投資家を保護するため、それが虚偽であることによって被った損害を賠償するために認められた権利であって、当該権利を行使するためには現に株主である必要はないのに対し、株主の株主名簿閲覧等請求権は、株主を保護するために、株主として有する権利を適切に行使するために認められたものであり、権利の行使には株主であることが当然の前提となるものであって、金商法上の損害賠償請求とはその制度趣旨を異にするものである。したがって、金商法上の損害賠償請求権を行使するための調査は、会社法125条 3 項 1 号の『株主の権利の確保又は行使に関する調査』には該当しないというべきである。」とした。Xは、仮に、金商法上の損害賠償請求権を行使するための調査が、「権利の確保又は行使に関する調査」に該当しないとしても、それが権利の濫用に該当しない場合にはYは請求を拒否できないと主張したが、「株主名簿には株主のプライバシーに関する記載がなされているものであって、会社の取締役は、株主の個人情報を法令の範囲を超えて外部に漏らさないようにすべき善管注意義務を負っているものと解される。そして、会社法125条 3 項 1 号の規定は、請求者である株主の権利の保護と、その他の株主のプライバシーの保護との調和をその目的によって図ったものであり、同号に該当する場合には、そのみでYは株主名簿の閲覧等を拒否し得るものと解するのが相当である。したがって、Xの主張する金商法上の損害賠償請求を集団訴訟によって実現するために原告を募集する目的は、同号に規定する『株主又は債権者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的』に該当し、Yは株主名簿の閲覧等を拒否することができることになるものというべきである」とした。

さらに、保全の必要性については、「YはXに対して、『X及び代理人が会社法125条 3 項 1 号にいう株主の権利の確保又は行使に関する調査の目

的に限定して利用し、それ以外の目的（金融商品取引法上の請求を行う者を勧誘する目的を含むがこれに限らない。）には利用しない。』との内容の誓約書を提出するのであれば、合意時点における最新の株主名簿の閲覧等に応じる旨の和解案を提示し、さらに、『本誓約は、Xが、別途、金融商品取引法上の請求を行う者を勧誘することを目的として、Yに対して、株主名簿の謄写請求を行い、これが認められた場合にまで、かかる目的での謄写情報の利用を制限するものではない。』との条項を追加する用意がある旨の提案をしていること」は相当なものである旨を加えて、申立てを却下した。

③最高裁決定（最決平成22年9月14日資料版商事321号58頁）

高裁の判断は正当として是認できるとして、抗告を棄却した。

(2) アコーディア・ゴルフ事件地裁決定（東京地決平成24年12月21日金判1408号52頁）

y（株式会社アコーディア・ゴルフ）の株主であり、yの発行する株式について公開買付けを開始したx（PGMホールディングス株式会社）が、yの株主に対し本件公開買付けへの応募を勧誘するためにyの株主名簿に記載されている株主の氏名、住所等を把握すること（公開買付勧誘目的）、及びyが臨時株主総会を開催した場合にyの株主に対して議決権の代理行使を勧誘するためにyの株主名簿に記載されている株主の氏名、住所等を把握すること（委任状勧誘目的）を目的として、かかる目的を示してyの株主名簿の閲覧謄写を求めたが、yに拒否されたため、xは株主名簿閲覧の仮処分を申立てを行った。

裁判所は、公開買付目的について、「株式会社の最高意思決定機関である株主総会において議決権を行使することにより、会社の運営・管理上の意思決定に参加し、あるいはその経営に影響力を行使することは、株主の有する権利の本質的要素であるところ、株主総会における多数決原理が

妥当する株式会社においては、自己が保有する株式数を増加させ、株主総会における発言権を強化することは、上記のような株主の権利の確保又は行使の実効性を高めるための最も有力な方法といえる。かかる観点からすると、株主が他の株主から株式を譲り受けることは、株主の権利の確保又は行使と密接な関連を有するものといえ、このような株式譲受けの目的で現在の株主が誰であるかを確認することは『株主の権利の確保又は行使に関する調査』に該当する。そして、この理は、本件のように上場会社を対象会社とする公開買付けの場合も異ならないというべきである。」として、公開買付け目的は「株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」とはいえないとした。また、委任状勧誘目的については、「株主が株主総会において議案を提出したり、議決権を行使することは株主権の行使にほかならないところ、議決権の代理行使を勧誘するなど、自己に賛同する同志を募る目的で株主名簿の閲覧謄写の請求をすることは、株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的で行うものと評価すべきである。」として、「株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」とはいえないとした。さらに、2号及び3号の該当性も否定したうえで、閲覧請求権の存在を認めた。

保全の必要性については、 x は、金商法・東証上場規則に基づく法定開示や特設のウェブサイト・専用コールセンターを通じて y の株主に対する情報提供に努めており、複数のメディアでも本件公開買付けが取り上げられていること、 y はウェブサイトや株主名簿に記載された株主に対する文書送付などを通じて y の株主が本件公開買付けに応じないよう働き掛けていること、 x は y に対し、株主の個人情報を公開買付け勧誘目的及び委任状勧誘目的以外に使用しない旨を誓約していること、公開買付けの場面においては対象会社の株主に直接接触し、個別の勧誘行為を行うことは、買付者にとって、重要な意義を有するといえるが、本件においては、対象会社の y は本件公開買付けに応募しないよう説得を行い又は行う予定であること、 x が予定どおり本件公開買付けを成立させるためには、多数の株主が

これに応ずる必要があるのに、xは、yの発行済株式総数の半数にも満たない株主の情報しか把握できていないと考えられること、株主名簿はいつでもその閲覧謄写を請求できる性質のものであり、それにより会社に何らかの損害が発生することは通常考え難い上、本件においては、前記のとおり、xが株主の個人情報を公開買付勧誘目的及び委任状勧誘目的以外に利用しないことを誓約しているのであるから、xに株主名簿を閲覧謄写させることにより、yに何らかの損害が生ずるとは解されないこと、本件公開買付けの期間までに本案判決を得て株主名簿の閲覧謄写を行うことは事実上不可能であることといった諸事情を総合的に考慮すると、保全の必要性が認められるとした。

3. 1 号の趣旨

1号を含む各拒絶事由は、平成17年の会社法成立時に設けられたものであるが、立案担当者は、その立法理由として、いわゆる名簿屋が名簿の入手により経済的な利益を得るために利用しているという弊害やプライバシー保護の観点からなされたものであると述べている⁹⁾。従来、判例は、株主名簿の閲覧請求権の行使には信義則上、「正当な目的」が要求される¹⁰⁾、あるいは不当な意図・目的の濫用的な閲覧請求は許されないという考え方を基礎に¹¹⁾、個人情報取得目的の閲覧請求やDM業者等への情報提供目的の閲覧請求については、それが正当目的のない、いわゆる濫用的な閲覧請求にあたるものとして、会社が閲覧拒否することを認め、その限度で他の株主のプライバシー保護を図ってきた¹²⁾。しかし、正当目的の

9) 相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』（商事法務、2006年）31頁。

10) 大判昭和8年5月18日法学2巻1490号。なお、大判昭和10年5月31日法学5巻111頁。

11) 最判平成2年4月17日判時1380号136頁。

12) 例えば古川電工事件（東京地判昭和62年7月14日判時1242号118頁、東京高決昭和62年11月30日判時1262号127頁）。株主のプライバシーを侵害する目的で閲覧請求する者に対しては、株主が株主としての利益と無関係に権利行使をする一場合として処理されてき

有無を立証しなければならない会社にとっては、その立証が極めて困難であるという問題は残るため¹³⁾、同時期には会社の立証を容易にするための立法論も高まっていた¹⁴⁾。拒否事由の法定は、立証範囲の明確化という形で会社の立証を容易にし、拒否事由に該当する閲覧請求を会社が拒否するという限度で株主のプライバシー保護が図られることを目的とするものであったと考えられる¹⁵⁾。

もっとも、拒絶事由の沿革が従来の判例・議論に求められるとしても、それは権利行使に対して何ら制約を設けていなかった旧規定に基づくものである点には注意を要する。すなわち、商法旧263条3項が権利行使に特に要件を設けていなかったことが、権利濫用は許されないという一般的な考え方に基づく会社の閲覧拒絶を根拠づけていたといえる。これに対し、現行法の規定のもとでは、株主名簿の拒絶事由は、会計帳簿と同じものに規定されており、名簿閲覧請求権と帳簿閲覧請求権とは、条文構造・文言をほぼ同じくする。そうすると、帳簿閲覧請求権と名簿閲覧請求権の拒絶事由はともに、株主と会社の利害調整の基準となるものであって、その解釈には共通性が認められるべきものといえるが、会計帳簿の閲覧請求権の拒絶事由には、会社の利益が害される場合が列挙されていることを参考に

㍷た(阪埜光男「株主名簿の閲覧・謄写請求権の問題点」石山卓磨=上村達男編『公開会社と閉鎖会社の法理』(商事法務研究会, 1992年)600頁以下参照)。

13) 豊泉貫太郎「株主名簿閲覧・謄写をめぐる実務の対応」商事1120号12頁(1987年)参照。正当目的かどうかは主観的立証の問題で立証が困難であることに加え、正当目的の不存在について会社が証明責任を負担している。結局、立証に成功するためには、細かな間接事実の積み重ねによる推認によるしかないとされる(松嶋隆弘「株主名簿の閲覧」判タ1012号20頁(1999年))。

14) 前田重行「株主の情報開示請求権の行使とその濫用規制について——株主名簿閲覧・謄写請求権を中心として——」竹内昭夫編『特別講義商法Ⅰ』(有斐閣, 1995年)75頁等。ただし、株主のプライバシー保護は、商法上の規制により処理するのではなく、この観点からの立法を必要とすべきとの見解も少なくなかった(阪埜・前注(12)600頁, 近藤光男「株主の権利濫用」竹内昭夫編『特別講義商法Ⅰ』(有斐閣, 1995年)70頁)。

15) 立法の沿革につき、拙稿「競争者に対する株主名簿の閲覧制限」立命332号162頁以下(2010年)。

すれば、株主名簿の場合の拒絶事由の解釈にあたっては、まず、名簿の閲覧によって会社の利益が害されるのか否かが問題とされるべきことになる。

この観点からまず議論になったのは、競業者による閲覧請求を拒絶事由とする3号である。同号に関しては、株主名簿の閲覧による会社の不都合は考えられないか¹⁶⁾、請求者が競業者であるということは、プライバシー保護とは関係しないとの批判がなされていた¹⁷⁾。判例（日本ハウジング事件高裁決定）には、不当な目的による閲覧請求を会社は拒みうるとの判例法理を前提に、3号は、株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的の閲覧請求に対する拒絶事由を類型化したものとして一定の合理性が認められるものの、競業者であることは会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的で閲覧請求を行っていることを推定するに過ぎず、請求者が権利の確保又は行使に関する調査の目的で閲覧請求を行っていることを立証した場合には会社は閲覧を拒絶できない、とするものがある¹⁸⁾。要するに、会社の利益を犠牲にして個人的な利益追及を目的とする閲覧請求を従来のいわゆる「正当な目的」のない請求と見たうえで¹⁹⁾、競業者による閲覧請求というだけでは、その閲覧に応じることがただちに「会社の犠牲」即ち会社の利益に反することになるとまではいえないということであろう。近時の判例も、「会計帳簿の場合（会社法433条2項3号）には、株式会社の経理の実情に関わる情報が記載されており、競業者に閲覧謄写されると、これによって得られた情報が競業に利用されて株式会社が不利益を被る危険性が高いため、請求者が競業者であるときには、定型的

16) 稲葉威雄「会社法の論点解明(10)」民事法情報255号43頁（2007年）。

17) 新谷勝「判批」金判1297号7頁（2008年）、松井秀征「その書類、見せてもらいます」法教341号65頁（2009年）。

18) 日本ハウジング事件高裁決定（東京高決平成20年6月12日金判1925号12頁）。

19) 法が株主に株主名簿請求権を認めた趣旨は、株主個人の利益保護と同時に間接に会社の機関を監視し会社の利益を保護することにあることから、いわゆる「正当な目的」の対象には、株主の利益保護と同時に会社の利益保護も含まれるものと解されてきた（前掲注(10)判決）。

にみて権利濫用にわたる権利行使が行われるおそれがあるということができのに対し、株主名簿の場合には、株主構成に関わる情報が記載されているにすぎないため、単に請求者が競業者であるというだけでは、閲覧謄写によって得られた情報が競業に利用されて株式会社が不利益を被る危険性が高いということとはできないから、定型的に権利濫用にわたる権利行使のおそれがあるとまでいうことはできない。」として、帳簿の性質の違いを強調している²⁰⁾。学説でも、名簿閲覧請求権と帳簿閲覧請求権とでは、権利の性質と帳簿の性質が異なることから、会計帳簿と株主名簿との拒絶事由とが解釈を異にしうるといふことには、ほとんど異論はなくなっている²¹⁾。

そこで、株主名簿の閲覧に伴う会社の不利益がどのようなものかという点について考えてみると、たしかに、「会社の利益」とは実質概念であり、規制対象の射程を定める概念としては不明確との批判を免れない²²⁾。そこで、会計帳簿の場合を参考に考えてみると、この場合は会社の経営に関する情報が記載されているため、会社の帳簿を他に閲覧させるということ自体が、経営権限を有する取締役（会社）の不利益となっているのに対し、株主名簿の場合には、株主構成に関わる情報が記載されているにすぎないため、かかる意味での会社の不利益はほとんど考えられない²³⁾。ただし、論者には、株主名簿の開示に伴う会社の不利益として、事務処理上の不都合（業務遂行の妨げとコスト負担の問題）と株主から苦情が寄せられることを挙げるものがある²⁴⁾。この見解は、上述した日本ハウジング事件高裁決定と同様の考え方、即ち会社の利益を犠牲にして個人的な利益

20) 前掲注(7)決定。

21) 荒谷・前掲注(2)36頁以下、小柿徳武「判批」法教402号別冊付録号〔判例セレクト2013Ⅱ〕16頁(2014年)等。

22) 松井智予「フタバ産業株主名簿謄写仮処分命令申立事件と会社法・金商法の課題」商事1925号10頁(2011年)。

23) 荒谷・前掲注(2)36頁参照。

24) 稲葉・前掲注(16)参照。

追及を目的とする閲覧請求を「正当な目的」のない請求と見る考え方を前提としているものと思われるが²⁵⁾、現行法の規整と従来判例との整合性・連続性を保つ考え方として首肯しえよう。

このような観点からみると、判例（大盛工業事件地裁決定（注7））が2号の具体例として会社に対する業務妨害や嫌がらせ行為を挙げているのは、かかる場合に会社が閲覧に応じることは、会社に事務処理上の不都合（業務遂行の妨げとコスト負担の問題）のような不利益をもたらすものであって、それは濫用的な閲覧請求であると判断しているものと解される。同決定は、委任状勧誘の方法に問題があるといっても、そのみで直ちに2号に該当しないと判示しており、この点には批判がなされているが²⁶⁾、委任状勧誘目的の閲覧請求自体は「正当な目的」の請求であるとしても、委任状勧誘の方法が会社の業務を妨害するようなものであって会社の不利益となるときは、それは濫用的な閲覧請求と云うるのであって、本件ではこの点についての疎明がなされていないと判断されたものと思われる。他方、後者の、株主からの苦情が寄せられるという不利益は、それが事務処理上の不都合と区別される限りで、株主が会社の情報管理に不信を抱くことと解される。そして、これが問題となる閲覧請求はもっぱら株主の個人情報取得という個人的利益のために行われており、判例も、個人的利益のために行われる閲覧請求を「株主としての権利を確保し、行使する目的」がないものと認定し²⁷⁾、あるいは「不当な目的・意図によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合」にあたるものとして権利濫用の一場合として処理してきたことに鑑みれば²⁸⁾、「株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」を拒否事由としている1号は、他の株主のプライバシー侵害に伴う会社の不利益を防止する趣旨の規定と

25) 前掲注(18)参照。

26) 大杉・前掲注(8)108頁。

27) 東京地判昭和62年7月14日判時1242号119頁、名古屋地判昭和63年2月25日判時1279号149頁・名古屋高判昭和63年10月27日資料版商事法務57号80頁。

28) 前掲注(11)参照。

解することができよう。濫用的な閲覧請求——2・4・5号に該当する閲覧請求も含む——には常に株主情報の不正利用の問題が伴うとすれば、1号はかかる会社の不利益を防止するための一般的規定といってよいと思われる²⁹⁾。ただし、このように考えた場合の会社の不利益とは、一般的・抽象的性質としてのそれではなく、取締役の善管注意義務違反を通じて問題になると考えるべきであろう。取締役が閲覧請求時に拒絶事由の該当性について善管注意義務を尽くしたならば、仮に株主名簿が不正利用されて他の株主のプライバシー侵害を引き起こしたとしても、会社が責任を負うことはないから、会社に具体的な不利益が生ずることはない³⁰⁾。会社にとっては、取締役が善管注意義務を尽くすべき対象・範囲が法定されているということに、拒絶事由の意味があるといえよう³¹⁾。

以上のように考えられるとすれば、1号及び2号は権利濫用の一般的規定といえるとしても、「正当な目的」のない、濫用的な閲覧請求だから1号ないし2号に該当し、会社は閲覧を拒否できるというより³²⁾、会社に不利益をもたらすおそれのある閲覧請求の類型が拒絶事由として規定されており、そのような閲覧請求は濫用的な閲覧請求といいうる、と理解するのが正しいように思われる³³⁾。この点、フタバ産業事件高裁決定では、X

29) 事務処理上の不都合と株主から苦情が寄せられるという会社の不利益が区別できる以上、1号と2号の適用場面は異なることになる。しかし、2号のみならず、4号・5号に該当する場合も、会社が閲覧拒否した限度で株主のプライバシー保護は図られることになるという点では、一般的規定と見てよいと考える。

30) 会社の情報管理責任については、前掲注(2)参照。

31) 下山祐樹「全株懇の定款・営業報告書モデルの改正、株主名簿に係る個人情報保護ガイドラインの制定」商事1724号32頁参照(2005年)。

32) 「仮に1号に該当する場合でも、株主が当該請求は不当な目的によるものではないということを立証した場合には、これを認めてもよからうか」と述べる見解があるが(荒谷裕子「判批」ジュリ1440号99頁)、1号の趣旨が権利濫用の防止にあるという沿革を強調すれば、かかる見解に結びつきやすいと思われる。

33) フタバ産業地裁高裁決定の要点の一つとして、「金商法上の損害賠償請求権を行使するための調査が『株主の権利の確保又は行使に関する調査』に該当せず、会社法125条3項1号にあたり、権利濫用がなくとも閲覧が拒否できること」を挙げる見解は(松井・前掲注(22)7頁。傍点筆者)、1号に該当することに重ねて権利濫用である必要はないとい

の主張——金商法上の損害賠償請求権を行使するための調査が、1号所定の「権利の確保又は行使に関する調査」に該当しないとしても、それが権利濫用に該当しない場合には、閲覧が認められるべきである——に対し、裁判所は、取締役が負う善管注意義務の観点から、会社法125条3項1号は、請求者である株主の権利の保護とその他の株主のプライバシーの保護との調和をその目的によって図ったものであると述べて、1号に該当する場合には、そのみで会社は閲覧を拒絶できると判示する。1号に該当することに重ねて権利濫用である必要はなく、会社が、この閲覧に応じることは会社の不利益となると判断したこと——閲覧に応じれば善管注意義務違反となり、株主のプライバシー侵害に基づく責任追及を招きかねない——の妥当性を認めたものと評価できよう。プライバシー侵害の有無はそもそも人の感受性を基準として決定されるものである以上、株主情報の開示が他の株主のプライバシー侵害にあたるか否かは、時代や社会構造によって相対的なものとならざるをえない。少なくとも現在のところは、金商法上の訴訟提起の呼びかけにはインターネットが効果的に使われているようであり、金商法上の訴訟提起の呼びかけという理由で直接接触を受けることは、他の株主にとっては、プライバシー侵害の感情を引き起こしかねないということであろう。集団訴訟の原告糾合は、必然的に金商法上の民事責任が未だ確定していない段階で行われ、株主情報を提供する行動の（善管注意義務に照らした）妥当性について実務担当者は否定するインセンティブがあると指摘されているところでもある³⁴⁾。

これに対し、アコーディア・ゴルフ事件地裁決定は、直接に1号の趣旨を取り上げていないし、他の株主のプライバシー侵害のおそれがないことを決定理由に取り入れてはいない。とりわけ公開買付目的の閲覧請求については、対象会社の株主は公開買付開始公告や公開買付届出書によって自ら公開買付けに応じることができるし、また、四半期報告書や大量保有報

ㇿう考えに基づくものと思われる。

34) 松井・前掲注(22)10頁。

告書で大株主の株主情報は開示されていることからすれば、株主名簿による開示の要請は低い——他の株主のプライバシー保護の要請は高い——ともいえそうである³⁵⁾。しかし、本決定では、株主の権利の確保又は行使との関連で1号の該当性を否定しているように、株主のプライバシー侵害に伴う会社の不利益に比して、株主の利益保護の要請が高い——他の株主に接触して、株主としての自己の利益を守る必要性が高い——ことが積極的に判断された事案といえる。換言すれば、アコーディア・ゴルフ事件では、公開買付勧誘目的での閲覧請求により株主情報が開示され、他の株主が直接的な勧誘を受けることになっても、公開買付けが行われる上場会社の株主にとっては、プライバシー侵害があるとまでいえず、会社にとっては、閲覧請求に応じても善管注意義務に反するとのインセンティブは低いと判断されたものと見ることができよう³⁶⁾。

4. 「株主の権利の確保又は行使に関する調査」の解釈

上述のように、1号において株主の権利保護と他の株主のプライバシーの保護の調和が図られるべきであるとしても、その利害調整は「株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」の解釈を通じて行われる点が問題となる。

請求者（株主）の「権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」とい

35) テーオーシー事件地裁決定（東京地決平成19年6月15日）は、保全の必要性の有無に関して、公開買付届出書等により対象会社の株主は自ら公開買付けに応募できること、半期報告書・大量保有報告により大株主の情報が開示されていること、債務者の株式は大量売買されて実質株主名簿記載の株主とは異なっていることなどの理由から、株主名簿を閲覧して株主に対してレターを送付しなければ公開買付けが不成立に終わるなどの差し迫った緊急の必要性があるということは困難であるとする。また、稲葉・前掲注(16)は、公開買付けへの利用が、株主権の行使といえるかどうかには議論があるとする。

36) アメリカでは、テンダーオファーに伴う株主間連絡は判例上肯定されているとされる（松井・前掲注(22)15頁注43）。もっとも、全ての株主が公開買付者からの直接的な勧誘を好意的に受けとめるとはいえず、現在の公告制度には一定の合理性があるとの指摘もある（木村真生子「判批」ジュリ1462号111頁（2014年））。

う文言は、会計帳簿の場合と同じであるが、そのような規律にされた立法理由は明らかにされていない。しかし、判例（日本ハウジング事件高裁決定（注18））には、株主名簿の拒絶事由は、不当な目的による濫用的な閲覧請求を会社は拒みうるといふ従来の判例の考え方を類型化したものであるという考え方を前提に、株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的の立証の有無によって閲覧の可否を決するものがあり、「株主の権利の確保又は行使に関する調査」の目的に、いわゆる「正当な目的」を読み込んできているようである。

既に述べたように、株主名簿の閲覧請求権が、株主個人の利益保護をすると同時に間接的に会社の機関を監視することにより会社利益を保護することにあり、したがって、閲覧請求権の行使には、信義則上、「正当な目的」が必要であるということは、つとに判例（注10）により明らかにされてきているところであり、従って判例では、法が株主に株主名簿の閲覧請求権を認めた趣旨を逸脱した目的の請求は「正当な目的」のない請求であると理解されてきた³⁷⁾。そして、法の趣旨に沿った請求、すなわち「正当な目的」の請求とは、具体的には、一、自己又は他の株主に関する株主名簿の記載が正確であるか否かを確認する場合、二、他の株主から株式を譲り受けるために株主が誰であるかを確認する場合、三、株主総会において発言権を増すように歩調を同じくする同士を募るため、株主が誰であるかを確認する場合、更に進んで、四、少数株主権行使の要件を充足するように同士を募るため株主が誰であるかを確認する場合であるとされてきた³⁸⁾。要するに、株主名簿閲覧請求権の制度趣旨からみれば、閲覧目的が株主としての権利行使に関していけばよいと解されることになるから、そこにいう権利行使は具体的な権利の行使の場合に限定されず、株式の譲渡・譲受けを容易ならしめるための閲覧請求も含まれうることになる³⁹⁾。

37) 前掲注(10)、東京高決平成元年7月19日判時1321号156頁。

38) 佐藤修一「判批」判タ735号257頁（1990年）。

39) 吉本健一「判批」法セミ442号124頁（1991年）参照。

学説にも、「正当な目的」の内実は、株主としての権利行使に必要と認められるものであると解されるとの立場を前提とするならば、会社法において拒絶事由が明文化されたとしても、従前の解釈は当然生きていると説く見解がある⁴⁰⁾。

「正当な目的」に関して言えば、会計帳簿の拒絶事由もたしかに「正当な目的 (proper purpose)」でない事由を限定列挙したものと解されているが、会計帳簿の場合は、経営権を有する会社と監督是正権を有する株主、会社の経理情報を流出させない会社利益と会社の経理情報の開示を受ける株主利益との間には鋭い利害対立が認められる。したがって、株主としての資格や具体的な株主権を離れてする閲覧請求には「正当な目的」がなく、会社は閲覧を拒否できるとする利害調整の基準にほとんど異論はない⁴¹⁾。これに対し、株主名簿の場合は、株主情報が記載されているだけであって、会社の不利益といってもほとんど考えられないことからすれば、株主名簿の場合の「正当な目的」——株主名簿閲覧請求権の制度趣旨に沿った閲覧目的——は、会計帳簿の場合より緩やかに解される余地があると思われる。

もっとも、上記のように考えられるとしても、株主名簿の拒絶事由も会計帳簿のそれと同じく、「株主の権利の確保又は行使に関する調査」と規定されているため、法文上は、具体的な「株主の権利」の確保又は行使に関して調査をするための請求であるか否かが問題とされざるを得ない。フタバ産業事件地裁決定は、「株主の権利」から出発しながらも、有価証券の購入者という立場は株主という立場と密接に関連し、金商法上の損害賠償請求権自体、株主の確保又は行使に関する調査の目的と認める余地がないとはいえないと判示しているが、金商法上の損害賠償請求権を行使する

40) 上田・前掲注(2)56頁。

41) 江頭憲治郎=弥永真生編著『会社法コンメンタール—計算(1)』(商事法務, 2011年) 141頁 [久保田光昭, 上柳克郎他編代『新版注釈会社法(9)株式会社の計算(2)』(有斐閣, 1988年) 219頁 [和座和清] 他。

ための閲覧請求に正当性が認められる余地があるというために、「株主の権利」の解釈に苦心を重ねているように見える。1号の文言については、法文が窮屈で時代に合致していないとの批判がなされているところでもある⁴²⁾。

このような地裁判決に対して注目されるのが、フタバ産業事件高裁決定における解釈であろう。同高裁決定は、同地裁決定の論理を修正して、金商法上の損害賠償請求権を行使するためには現に株主である必要はなく、制度趣旨も異なるとして、「金商法上の損害賠償請求権を行使するための調査は、『株主の権利の確保又は行使に関する調査』に当たらず、『金商法上の損害賠償請求を集団訴訟によって実現するために原告を募集する目的は、『株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的』に該当する」ものとしている。同決定の評価であるが、一般には、会計帳簿の場合と同じく、「(ア) 1号にいう「株主の権利」とは株主たる資格において有する権利であると解したうえで、(イ) 金商法上の損害賠償請求権は「株主の権利」にあたらなかつたもの」といわれており⁴³⁾、これを踏まえて、同高裁決定の述べる形式的基準による運用が進めば、株主たる地位を前提としない公開買付けにおいては株主名簿の利用が当然のように拒絶される実務を招きかねないとか⁴⁴⁾、株主名簿と会計帳簿との趣旨の違いを踏まえていない疑問があるとの批判がなされている⁴⁵⁾。しかしながら、以上のような評価に対しては、同高裁決定を、「株主の権利」以外の権利行使のための閲覧請求を拒絶する趣旨のものとしてよいか、慎重な検討を要すると述べる見解もある⁴⁶⁾。

42) 「株主名簿閲覧謄写請求事件における立法論的解釈」商事1991号46頁（2013年）参照。

43) 伊藤雄司「判批」『金融商品取引法判例百選』（有斐閣、2013年）23頁。

44) 松井・前掲注(22)10頁。

45) 伊藤・前掲注(43)23頁。そこで、学説は、1号拒絶事由の「株主の権利」の意義を広く解することによって、この問題に対処しようとしているとされる（中村康江「判批」ジュリ1466号105頁（2014年））。

46) 松尾健一「平成22年度会社法関係重要判例の分析(上)」商事1942号11頁（2011年）。

たしかに、同地裁決定が「会社法125条3項1号の『株主の権利』」を問題にしているのに対し、同高裁決定では、金商法上の損害賠償請求権は1号にいう「株主の権利」にあたらないと明示的に述べられているわけではない。むしろ、その判旨では、「会社法125条3項1号の『株主の権利の確保又は行使に関する調査』」の該当性が問題とされており、その根拠には株主名簿閲覧請求権の制度趣旨が求められている。この点からすれば、同高裁決定は、「株主の権利」の該当性から出発した地裁決定に対して、金商法上の損害賠償請求権は株主でなくとも行使できる権利であるから、そのような権利を行使するための閲覧請求は、株主個人の利益保護を目的とするものではなく、株主としての権利行使のために必要であるとも解されない——「正当な目的」のない閲覧請求である——と述べたかたのではないかと思われる。すなわち、同高裁決定は、制度趣旨に基づき「株主の権利の確保又は行使に関する調査」の解釈を行うべき——この解釈によっても、金商法上の損害賠償請求権を行使するための閲覧請求は、株主の権利行使のために必要とは認められないと解すれば、閲覧は認められないことになる——との趣旨の決定と見ることができるように思われる。そのように考えると、アコーディア・ゴルフ事件地裁決定——本決定も、公開買付けは形式的には「株主の権利」にあたらないということから出発した決定と考えられているが⁴⁷⁾——もまた、株式譲渡・株式譲受けは株主としての発言権を強化するものであって、株主としての権利を確保し、権利を行使するために必要であると認められるから、「株式譲受け目的で現在の株主を確認する行為は『株主の権利の確保又は行使に関する調査』に該当」し、従って、「公開買付勧誘目的の閲覧請求は『株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的』に該当しない」と判断されたものと考えられ、その限りで、フタバ産業事件高裁決定の考え方と矛盾しないように思われる。

なお検討すべき問題として、閲覧目的が複数存在する場合の正当目的の

47) 小柿・前掲注(21)、前掲注(42)参照。

認定方法がある。フタバ産業事件地裁決定・高裁決定は、閲覧目的が複数存在し、その一つが拒絶事由にあたる場合には、併存する正当な目的とそうでない目的のいずれが主たる目的であるかにより決するのが相当であるとする。他方、かかる考え方については、その理論的根拠が明確でないとか⁴⁸⁾、複数の目的に主従をつける困難さも指摘されており⁴⁹⁾、学説には、複数の閲覧目的の中に正当な目的が存在する限り閲覧は認められるべきとするものもある⁵⁰⁾。確かに、裁判外においても、複数の閲覧目的のうちいずれが主たる目的であるかを会社が決しなければならないとすれば、判例の考え方には疑問なしとしない。しかし、高裁決定は、複数の閲覧目的のうちに1号に該当する目的があったとしても、当該目的には利用しない旨の誓約書等を提出することを条件に、保全の必要性を否定している。会社としては、複数の閲覧目的のうちに1号に該当する目的があっても⁵¹⁾、これについては誓約書の提出を求めることによって、裁判外の段階で閲覧に応じることができる——善管注意義務違反を回避できる——というわけである。現行法の規定のもとでは、請求者が請求の理由を提出することが求められているから、会社は、請求者が提出した請求理由から複数の閲覧目的が認められる場合には、それぞれが各拒絶事由に該当するか否かを判断せざるをえない。判例の考え方は、拒絶事由の裁判外における運用を考慮しつつ、いずれが主たる目的かの判断は最終的に裁判所が行うものであるとみれば、妥当であると思われる⁵²⁾。

48) 荒谷・前掲注(32)99頁、荻野敦史「株主の情報取得権」『ジュリスト増刊 実務に効く M & A・組織再編判例精選』（有斐閣、2013年）199頁、フタバ産業事件最高裁決定に関するコメント（資料版商事321号58頁）。

49) 荒谷・前掲注(32)99頁。

50) 米山毅一郎「判批」金判1382号2頁以下（2012年）。

51) 会社が1号の該当性の判断できることが前提になるが、この点に問題がありうる点については次節で述べる。

52) 複数提示されている閲覧目的の1つが1号に該当する場合には、誓約書の提出を条件として、閲覧謄写を認めることを妥当とするものとして、荒谷・前掲注(32)99頁。

5. 保全の必要性

株主名簿や会計帳簿の閲覧を求める仮処分が認められることは、実務ではいずれも許容されており、保全の必要性を具備するかどうか審理の課題となっている⁵³⁾。とりわけ、被保全権利である閲覧請求権の存否が、複数の閲覧目的のうち正当な目的とそうでない目的のいずれが主たる目的かというような緩やかな解釈によって決せられるならば、閲覧の可否は保全の必要性の有無にかかってくると指摘されている⁵⁴⁾。

株主名簿閲覧請求事件のような満足的仮処分においては、権利関係が確定しないことにより生ずる債権者（株主）側の損害と、当該仮処分により債務者（会社）側に生じうる損害とを比較考量し、債務者の被るおそれのある損害を考慮してもなお、請求者の損害を避けるための緊急の必要性がある場合に限って、保全の必要性が認められるものと解されている。保全の必要性が認められるか否かは、事案の事実関係と当事者の主張によるため、一律の判断基準を提示することは難しいが、裁判例を見ると、債務者側には、無権利者に株主個人のプライバシーに関する事項を開示した結果、株主の信頼を損なうなどの不測の損害のおそれがあること、債権者側には、債権者が他の株主に接触する機会を得る緊急の必要性の有無が問題とされてきているものといえる⁵⁵⁾。そして債権者側の事情としては、公開買付公告等の法定手続の履践の有無——他の株主自ら公開買付けに応募できるか——、半期報告書や大量保有書等による株主の開示状況、債権者

53) 原井龍一郎=河合伸一『実務民事保全法<三訂版>』（商事法務，2011年）89頁。

54) 松井・前掲注(22)11頁。

55) フタバ産業事件地裁決定，テーオーシー地裁決定（前掲注35），日本ハウジング地裁決定（東京地決平成20年5月15日金判1295号36頁），アコーディア・ゴルフ事件地裁決定。なお、松井・前掲注(22)11頁参照。なお、「保全の必要性」の判断基準については、民事訴訟法学の観点からの詳細な議論がある（吉垣・前掲注(3)61頁以下，同「株主名簿閲覧請求に関する仮処分手続——手続法の観点から」川嶋四郎=中東正文『会社事件手続法の現代的課題』（日本評論社，2013年）188頁以下参照）。

による株主への情報提供方法の有無とその実効性、債務者による他の株主への情報提供・接触の可能性、時間的切迫、といった事情が考慮されている⁵⁶⁾。公開買付けの勧誘や株主提案にかかる委任状勧誘の目的で株主名簿の閲覧請求が行われる、いわば経営権争奪の場面では、閲覧を求める株主と経営者との間で対立が先鋭化することが多い。裁判外では、その利害調整は会社が拒絶事由の該当性を通じて行うほかないが、株主・会社間で対立が生じている場合には、会社はその判断を適切に行うことができない場合——不当拒絶——も考えられないわけではない。この点、裁判上では、その利害調整は裁判所によって行われるわけであるから、保全の必要性をきめ細やかに認定して閲覧の可否を決する仮処分の手続によることは、株主名簿閲覧請求権の運用において妥当なものと評価できる⁵⁷⁾。

これに対し、フタバ産業事件は、Yが粉飾決算による有価証券報告書等の虚偽記載に対して課徴金納付命令を受けたことから、Xが、経営陣交代を要求するのみならず、役員に対して金商法上の損害賠償責任を追及するために株主名簿の閲覧請求を行っている点に、純粋な経営権争奪の事案とは異なる特色を有する。同地裁決定・高裁決定で判断された保全の必要性についても、そこに挙げられた理由は本質的でないと批判がなされており、特に、株主総会議案賛同株主の募集目的のためには同総会開催の相当期間前に株主名簿の開示を受けなければならないとされた点、集団訴訟の原告募集目的に係る消滅時効完成は、その目的自体が拒絶事由に該当するうえ、単独での訴訟提起により消滅時効を中断できるとされた点については、閲覧請求のタイミングや単独で行使できる権利か否かで保全の必要性を決定することへの疑問が呈されている⁵⁸⁾。

56) 前掲注(55)に挙げた裁判例のほか、時間的切迫を挙げるものとして、日本ハウジング事
件高裁決定（前掲注18）、大盛工業事件地裁決定（前掲注7）がある。

57) アコーディア・ゴルフ事件地裁決定は、テーオーシー事件地裁決定（前掲注35）と対照
して、保全の必要性を丁寧に認定したものとして意義を有すると述べるものとして、弥永
真生「判批」ジュリ1452号3頁（2013年）。

58) 松井・前掲注(22)11頁。松尾・前掲注(46)16頁注51も、保全の必要性の有無に関する

もっとも、同高裁決定では、同地裁決定に付加訂正された部分、すなわち、株主名簿の閲覧を認めることが会社法125条3項1号の趣旨に反することになるような状況において、Yが、金商法の損害賠償請求を行う者を勧誘する目的には利用しない旨の誓約書を提出するのであれば、その合意時点における最新の株主名簿の閲覧に応じる旨の和解案を提示していること、「本誓約は、別途、金商法上の請求を行う者を勧誘することを目的として株主名簿の閲覧請求を行い、これが認められた場合にまで閲覧を制限するものではない」との条項を追加する用意がある旨の提案をしていることを理由に、保全の必要性を否定した点については、肯定的に評価されている⁵⁹⁾。会社法125条3項1号に該当しうる閲覧請求があった場合には、当該目的には利用しない旨の誓約書を提出させれば、会社は閲覧に応じても善管注意義務違反とならない。他方、株主が誓約書を提出せずに仮処分⁶⁰⁾の申立てを行えば、正当な目的のない閲覧請求と判断されて、保全の必要性は否定される可能性が高くなる⁶⁰⁾。

アコーディア・ゴルフ事件地裁決定は、いわゆる経営権争奪型の事案であるが、xのyに対する株主名簿の閲覧請求について、同請求により取得した株主の個人情報⁶¹⁾を公開買付勧誘目的及び委任状勧誘目的以外に使用しない旨の誓約書がxからyに提出されている。誓約書が提出された点については、保全の必要性の有無の判断において、前記の誓約により、株主名簿を閲覧させることによってyに何らかの損害が生ずるとは解されない、と評価されている。誓約書を提出したにもかかわらず会社が閲覧を拒絶する場合には、保全の必要性は肯定される可能性が高くなるものと考えられる⁶¹⁾。

↘フタバ産業事件高裁決定の判断については検討の余地があるとする。

59) 松井・前掲注(22)12頁、荻野・前掲注(48)200頁。

60) 荻野・前掲注(48)199頁以下参照。

61) もっとも、本決定は総合判断して保全の必要性を肯定しており、債権者側の損害の有無を判断する事情として、yはウェブサイトや株主名簿に記載された株主に対する文書送付などを通じてyの株主が本件公開買付けに応じないよう働き掛けていること、yは株主

ただ、このように考えた場合に問題になるのは、会社が株主に誓約書を提出させるといったときに、会社はどのような閲覧目的をそこに記載させればよいのかという点であろう。かかる誓約書の提出は、その閲覧請求を認めることが会社法125条3項1号の趣旨に反することになるような状況において求められるものとされている。これがいわゆる「正当な目的」でない閲覧請求を意味しているとすれば、「請求者の正当な権利の確保又は行使に関する調査以外の目的に株主名簿上の情報を使用しないことを明記した誓約書」ということになろう⁶²⁾。しかし、会社が裁判外において「正当な目的」の有無を判断することは、提出された請求理由に基づいてそれを判断すればよくなっている現行法においてもなお、困難な場合もありうると思われる。会社の判断と裁判所の判断が異なる可能性は否定できないとすれば、誓約書にはやはり、裁判で当該閲覧目的の1号の該当性が否定された場合にまで閲覧を拒絶しない旨の付記は必要であろう。会社が裁判外の段階で具体的な閲覧請求について1号の該当性を判断するうえで、裁判例が集積するまでは、従前認められてきた具体例（注38）をもとに判断していくほかないと思われる。

6. お わ り に

私見によれば、フタバ産業事件高裁決定は、株主名簿閲覧請求権の制度趣旨に基づいて「株主の権利の確保又は行使に関する調査」の解釈を行うことを明らかにした決定と評価されるべきであって、したがって、金商法上の損害賠償請求権の行使のための閲覧請求は、株主としての権利行使には必要と認められないと解しうるものであった一方で、その閲覧に応じた

↘説明会を実施して本件公開買付けに応募しないよう説得を行い又は行う予定であることが認定されている一方、多数の株主が分散しているyでは、xがyの株主に直接接触できるか否かは本件公開買付けの成否に重大な影響を及ぼす可能性があること、xはyの発行済株式の半数にも満たない株主の情報しか把握できていないこと等が認定されている。

62) 荻野・前掲注(48)200頁。

ときの会社の不利益——他の株主のプライバシー侵害に係る不利益——は大きいといえることから、閲覧が認められなかったものであり、これに対して、公開買付勧誘目的の閲覧請求は、それは株主の権利行使に必要と認められると解するものであった一方で、閲覧に応じたときの会社の不利益は小さいといえることから、閲覧は認められたものといえる。

制度趣旨に基づき「株主の権利の確保又は行使の調査」の解釈を行うということは、いわば125条3項1号について目的論的解釈を行ったものといえ、その限りで、その文言解釈を否定する意味もあるように思われる。しかし、会社が閲覧の可否を判断する場面では、文言解釈により拒絶事由の該当性が明確、客観的に判断できるものでなければ、裁判外における拒絶事由の運用は困難になる。今般の会社法改正に際しては、1号及び2号の見直しも検討されたが、パブリックコメントにおいては、これらは株主名簿の閲覧謄写請求が権利濫用に渡るものであってはならないことを規定したもので見直しの必要はないとか、見直しを行うと拒絶事由にあたるか否かの判断を行う会社の負担が増大するといった理由から、反対意見が多数であったとされ、また、現行の文言に変わる適切な文言を見出すことが困難であるという理由から、これら各号の見直しは行われないこととなったとされる⁶³⁾。現行法の文言が維持される限り、裁判例の集積による解釈の定着化を待つほかなさそうである。あるいは、拒絶事由という方法によらない株主のプライバシー保護のあり方——濫用的な閲覧請求を会社が拒絶するというだけで株主のプライバシー保護として十分であるといえるのかについてはつとに疑問が呈されており、他の法制に委ねるべきとの議論は根強い——についての立法論的検討も必要であろう⁶⁴⁾。

63) 荻野・前掲注(48)198頁。坂本三郎他「『会社法制の見直しに関する中間試案』に対する各界意見の分析〔下〕」商事1965号47頁(2012年)。

64) 近時の論考として千手崇史「株主の会社に対する株主名簿閲覧・謄写請求権」九法104号33頁以下(2012年)、特に86頁以下参照。